

研究活動上の不正行為に関する調査結果について

～研究費の不正な使用に係る過払金の返還及び関与した職員の処分～

【概要】

本学は、学内通報を受け、研究費の不正な使用に係る調査委員会を設置し、本学職員の研究費の不正について調査を行った。

その結果、本学職員に研究費の不正な使用があったと認定し、研究費の不正な使用に係る過払金を全額返還させるとともに、停職2か月の懲戒処分とした。

【内容】

1 調査対象者（被処分者）

奈良先端科学技術大学院大学物質創成科学研究科 教授 冬木 隆

2 経緯

本学は、平成26年3月6日に通報窓口において、本学職員が旅行命令に基づく出張中にもかかわらず大学に出勤している疑いがあるとの学内通報を受けた。このため、本学統括管理責任者（研究担当理事）は、国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学における研究活動上の不正行為防止等に関する規程（平成19年規程第4号。以下「不正行為防止規程」という。）に基づき、部局責任者の予備調査を踏まえ、本調査を行うため、平成26年4月10日に学外委員（弁護士）1名を含む7名からなる「研究費の不正な使用に係る調査委員会」を設置した。

調査委員会は、計14回開催し、調査対象者の研究費について、関係書類の調査、関係職員に対する聞き取り（調査対象者9回、研究スタッフ2回、秘書1回）及び関係機関等への問い合わせ等により事実確認を行った。

調査委員会は、調査結果をとりまとめ、平成26年9月1日に統括管理責任者に調査結果を報告した。また、統括管理責任者は、同日付けで調査対象者等に調査結果を通知（不服申立て期限：10月1日）するとともに、最高管理責任者（学長）に調査結果を報告した。最高管理責任者は、平成26年9月2日付けで資金配分機関に調査結果を通知した。

本学は、研究費の不正な使用に係る過払金について、調査対象者から全額返還させることとした。なお、調査対象者からは、調査結果の内容に従い、不正支出の疑いのある事案を含め過払金を可及的速やかに全額返還する意思が示されている。

学長は、調査対象者から調査結果に対する不服申立てがなかったため、平成26年10月2日に臨時教育研究評議会を開催し、調査委員会の調査結果の報告を行うとともに、懲戒処分の審査の決定及び懲戒処分（案）の審査を行った。教育研究評議会は、同日付けで懲戒処分審査対象者（被処分者）に審査説明書を交付（陳述する機会の請求期限：10月16日）した。

学長は、懲戒処分審査対象者から陳述する機会の請求がなかったため、平成26年10月21日に役員会を開催し、懲戒処分の審議を行うとともに、同日付けで被処分者に停職

2 か月（10 月 22 日から 12 月 21 日）の懲戒処分とする懲戒処分書及び処分説明書を交付（不服申立て期限：11 月 4 日）した。懲戒処分については、被処分者から不服申立てがなかったため、確定した。

3 調査委員会の概要

(1) 調査結果

調査の結果、平成 20 年度から平成 25 年度までの調査対象者の 155 件の出張について、旅費の不適切な使用 28 件及び旅費の不適切な使用の疑い 64 件があると判断した。

旅費の不適切な使用 28 件について、「旅行命令どおりに出張していない出張 21 件については過払いの日当及び宿泊料又は旅費全額」、「往路又は復路がほかの出張と重複する出張 6 件については重複する鉄道賃等」、「出張目的を偽った虚偽申請の出張 1 件については旅費全額」を過払金と判断した。

旅費の不適切な使用の疑い 64 件について、「旅行命令どおりと確認できない出張 45 件については確認できない日の日当及び宿泊料」、「出張の有無が確認できない出張 19 件については旅費全額」を過払金の疑いがあると判断した。

今回の場合、調査対象者が、旅行命令簿及び出張復命書の十分な確認を怠り、旅行命令後に日程及び移動方法等を変更していたにもかかわらず、旅行命令の変更の申請を怠ったことにより、旅費の不適切な使用が行われた。

財 源	不正支出		不正支出の疑い		計	
	件数	過払金（円）	件数	過払金（円）	件数	過払金（円）
受託研究費	18	746,450	45	1,336,940	63	2,083,390
寄附金	4	118,100	13	403,140	17	521,240
大学運営費	6	213,300	6	112,100	12	325,400
合 計	28	1,077,850	64	1,852,180	92	2,930,030

(2) 結論と判断理由

今回の旅費の不適切な使用は、調査の結果、個人の利益を得るため、初めから研究費の私的流用を目的として、計画的・意図的に行われたものとまでは断定することができないが、調査対象者の旅費が大学から給与振込口座に振り込まれているため、結果として私的流用があったと判断せざるを得ない。また、調査対象者から故意でない明確な根拠が示されなかったことなどから、不正行為防止規程第 2 条第 4 項ただし書きの「研究活動上の不正行為には当たらない」とされている「故意によるものでないことが根拠をもって明らかにされた場合」にも該当しないと判断した。

このため、調査委員会としては、「不当な旅費の請求」である「研究費の不正な使用」に該当すると判断し、研究活動上の不正行為が行われたと認定した。

4 再発防止策

(1) 勤務時間管理の更なる徹底

全職員に対して、出勤ごとの出勤簿への押印等を再度促すとともに、不定期な部内監査の実施や勤務時間管理員による勤務時間管理の更なる徹底を図る。

(2) 旅行命令内容の事前確認及び変更申請の更なる徹底

宿泊を伴う出張については、旅行者本人及び事務担当者において、事前に出張の用務内容及び日程の確認を確実にし、前泊・後泊の必要性や旅行命令の内容を適切に記載するよう更なる徹底を図る。

また、業務上の必要等やむを得ない事情により旅行命令に従って旅行することができない場合又は結果的にできなかった場合には、速やかに、旅行命令の変更の申請を行うよう周知徹底を図る。

(3) 出張事実を証明する証拠書類等の提出

出張事実を証明する証拠書類等については、明確化して、その提出を求めるとともに、宿泊を伴う出張の場合は、宿泊した事実が分かる書類についての確認も行う。

出張復命書については、旅行者本人が用務内容等の確認を確実にし、記載内容に責任を持たせるため、出張期間、用務先、用務時間及び用務内容のほか、面会者及び宿泊先の記載を義務付けるとともに、記名・押印から自筆署名に変更する。

(4) 職員への周知徹底

上記(1)～(3)の内容を全職員に周知するとともに、職員倫理や会計ルールなどについて、職員全員を対象とした説明会の開催、教授会等での周知を行い、不正行為等を行った場合の罰則や処分を含め更なる周知徹底を図る。